

○ 再発防止策

本学では、平成 19 年 10 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定し、平成 21 年 2 月には「競争的資金等不正防止計画」を策定した。更に、平成 26 年 2 月のガイドラインの改正を受け、規程全体の見直しを行った。また、体制の整備やコンプライアンス教育の実施など、公的研究費の適正管理や不正経理の防止に向け、様々な措置を講じている。

検収体制については「京都大学競争的資金等不正防止計画」に基づき、平成 21 年 4 月に医学部構内・宇治構内・桂構内各検収所を設置、6 月にはそれらに加え、北部構内・本部構内・病院西構内・原子炉実験所構内・霊長類研究所構内にも設置し、本学への納品時には原則、検収所における検収が必要とした。

その後、検収所の業務時間の拡大など、検収所の体制を強化するとともに、検収所での検収対象外となる物品等の検収についても、発注者が所属する研究室等とは別の研究室等又は部局事務室の検収担当者による検収が原則必要とするなど、検収体制の整備と強化をおこなってきた。

しかしながら、今回の不正経理事案に関する調査で明らかになった発生要因等を踏まえ、今後、二度とこのような問題が生じないように、改めて一層の取り組みの強化を図る。具体的には、当該部局及び全学として、以下の再発防止策を実施する。

1. 薬学研究科における再発防止策

薬学研究科においては、今後同様の事案が繰り返されることがないように、共通事務部等との連携を密にし、旅費支給や物品購入の支払手続き等の際に事務職員等が不審の念を覚える場合には、勘違いや杞憂にすぎない可能性があっても、本研究科の執行部に疑念の内容を速やかに伝え、執行部においては厳格かつ迅速に事実確認を行う連携体制を構築するほか、以下のとおり実施する。

- ①新採用教員研修や不正経理の防止を目的とする e-Learning 研修等の受講の徹底。
- ②本学の会計ルールや規程等の理解と、その遵守に係る誓約書の徴取。
- ③物品の使用状況確認の強化。
- ④旅行何へ宿泊先記載の義務化と適宜の相手先への確認。

2. 全学的な再発防止策

今回判明した事案の発生要因としては、前項の不正等の発生要因にも記載のとおりであるが、本人の倫理観や規範を遵守する認識の欠如が原因の一端であった。本学では、競争的資金等不正防止計画においては、「法令遵守意識の啓発」について、不正防止計画の重点実施事項に指定しているところであり、競争的資金等の適正な運営・管理を全

学としてより一層取り組むべき事項として認識し、今後もこれまで以上に推進していくものである。具体的な方策として、以下のとおり実施する。

- ①研究費使用ルールの説明会実施とハンドブック配布。
- ②新規採用教員等へ研究費使用に関する研修会の実施、および宇治キャンパス、桂キャンパス等の遠隔地キャンパスでの説明。
- ③e-Learning 研修「研究費等の適正な使用について」の実施。
- ④e-Learning 研修受講後の誓約書の導入。
- ⑤不正行為に対する厳格な懲戒処分規程の適用及びその運用。
- ⑥会計実務担当職員を対象に、研究費不正使用の実態をテーマとした講習会を実施し、意識啓発を行う。
- ⑦ルールを逸脱した事務処理に対する改善指導を行う体制を整備

上記に加え、一層の意識啓発を推進するため、教職員向けのコンプライアンス手引を刷新し、コンプライアンスに関する総括的・一般的な基礎知識を付与し意識向上を図るよう改定するとともに、巻末には、コンプライアンス関連の規程やパンフレット等のリストを掲載するなど、内容の充実を図り、教職員を対象として配布した。

また、旅費支給に関しては、競争的資金等不正防止計画の重点実施事項として、平成 29 年 10 月に「旅行実態に基づく旅費支給の徹底」を新たに指定し、出張者・招へい者に対し、旅費支給の事務処理を十分に理解させ、実態に即した支給手続きをとるよう周知するため、全学に対して今一度通知し、制度の理解を促進するとともに、適正な運営・管理に向けたより一層の取組を推進する。